

令 5 医 務 保 険 第 212 号  
令和 5 年 (2023 年) 5 月 8 日

療養病床を有する医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

**療養病床等の人員配置標準に係る経過措置の有効期限について**

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局等から通知がありましたのでお知らせ  
します。

なお、「2. 令和 6 年 3 月 31 日の経過措置の有効期限に向けた対応について」「(2) 医  
療機関の対応状況の把握について」の報告については、対応不要です。

医療指導班 藤井  
TEL 083-933-2820  
FAX 083-933-2939